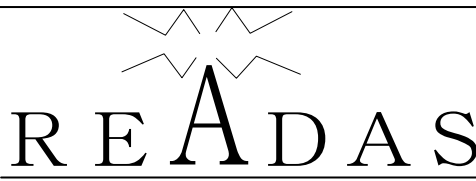


第 5755 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2017年)平成29年 7月18日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

相続税の納税義務者の範囲

Q：平成29年度の税制改正では、相続税や贈与税の納税義務者の範囲が見直されたとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成29年度の税制改正では、相続税及び贈与税の納税義務者の範囲が、次のようになりました。

この改正は、平成29年4月1日以後の相続税及び贈与税から適用されます。

①相続人・受贈者の住所が国内

		一時居住者	左記以外
国内住所あり	一時居住被相続人等	国内財産に課税	
	上記以外	国内・国外財産に課税	
国内住所なし	10年以内非居住に国内住所あり	国内財産に課税	
	10年以内国内住所なし	国内財産に課税	

②相続人・受贈者の住所が国外

		日本国籍あり		日本国籍なし
		10年以内に国内住所あり	10年以内に国内住所なし	
国内住所あり	一時居住被相続人等		国内財産に課税	
	上記以外	国内・国外財産に課税		
国内住所なし	10年以内非居住に国内住所あり		国内財産に課税	
	10年以内国内住所なし		国内財産に課税	

